



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第749号 令和6年10月1日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
480	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
481	同	同
482	令和6年県民健康栄養調査の目的等を告示する件	健康寿命推進課
483	道路の区域を変更する件	高規格道路課
484	令和6年度砂利採取業務主任者試験を実施する件	河川政策課

徳島県告示第四百八十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県立総合教育センター所内機器類 一式（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年九月二日
- 四 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五番三号
- 五 落札金額
百九十五万七千五百四十四円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年七月九日

徳島県告示第四百八十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
行政事務用パソコン 千七百台（賃貸借）
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年九月二日
- 四 落札者の氏名及び住所
NECキヤピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五番三号
- 五 落札金額
三百四十六万九百三十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年七月九日

徳島県告示第四百八十二号

令和六年県民健康栄養調査について、徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第四条第二項の規定により、その目的等を次のとおり告示する。

令和六年十月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査の名称及び目的

1 名称

令和六年県民健康栄養調査

2 目的

この調査は、徳島県健康増進計画等の評価及び今後の生活習慣病対策等の効果的な推進を図るため、徳島県における健康増進施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

令和六年国民健康・栄養調査調査地区及び令和二年国勢調査により設定された調査単位区を参考に、無作為に抽出した十八単位区の世帯及び該当世帯の一歳以上の世帯員

三 報告を求めると事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求めると事項

(一) 身体状況調査

身長、体重、血圧測定等

(二) 栄養摂取状況調査

世帯状況、食事状況、食物摂取状況等

(三) 生活習慣調査

食生活、身体活動、運動等

2 基準となる期日又は期間

令和六年十月一日から十一月三十日までの間で調査の対象となる単位区を管轄する徳島県保健所が指定した日（以下「指定日」という。）

四 報告を求めると者

この調査の対象となる県民（栄養摂取状況調査にあつては、調査の対象となる世帯の代表者及び食事づくり担当者）とする。

五 報告を求めるとするために用いる方法

1 身体状況調査は、被調査者を会場に集めて医師等が調査項目の計測及び問診を実施することにより行う。

2 栄養摂取状況調査及び生活習慣調査は、調査員である管理栄養士等が世帯を訪問して、世帯の代表者及び食事づくり担当者に面接の上、調査票の記入方法を指導し作成することにより行う。

3 生活習慣調査票は、栄養摂取状況調査票と併せて配布し被調査者本人が記入する。なお、当該調査票への記入に代えて、オンラインによる報告も可能とする。

六 報告を求めると期間

指定日から令和六年十二月六日まで

七 その他必要な事項

この調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

徳島県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四九二号	美馬市穴吹町古宮字生子屋敷九五番二地先から 同 四 〇番一地先まで	旧	四・六〇二五・三	三一五・三
同	同	新	一一・四〇五六・九	二七八・一

徳島県告示第四百八十四号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、令和六年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和六年十月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和六年十一月八日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁八階八〇四会議室

三 受験願書の受付期間

令和六年十月十五日（火曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十五日までの消印があれば受け付ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川政策課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川政策課

六 受験手続

受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川政策課（電話 八八 六二二 二五七一）へすること。